

# 青森県報

第千九百六十三号 平成十三年十二月二十五日(火曜日)

## 目次

### 告示

- 結核予防補助金の基準……………(健康医療課) ……一
- 保安林の指定解除予定……………(林政課) ……二
- 公共測量の終了……………(監理課) ……二
- 証紙売りさばき人の指定……………(経理課) ……三

### 公告

- 特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告……………(文化・スポーツ振興課) ……三
- 大規模小売店舗の変更の届出……………(経営振興課) ……三
- 建設業者の許可の取消し……………(土木事務所) ……四
- 右 同……………(同) ……四
- 右 同……………(土木事務所) ……四
- 土地改良事業の工事の完了……………(三戸地方農林水産事務所) ……五
- 人事委員会規則一四一〇(県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則……………(管理課) ……六

## 告示

### 青森県告示第七百二二号

青森県結核予防補助金交付規程(昭和三十七年三月青森県告示第五百五十二号)第二条第一項の規定により平成十三年度における基準を次のとおり定めたので、同条第二項の規定により告示する。

平成十三年十二月二十五日

青森県知事 木村守男

補助金の算定の基礎となる額は、次の表の上欄に掲げる基準額の合計額、同表の下欄に掲げる補助対象経費(補助金の交付の対象となる経費をいう。)の実支出額又は補助金の交付の対象となる事業に要した経費から寄附金その他の収入額を控除した額のいずれか少ない方の額とする。

基準額	補助対象経費
一 二百二十二円にツベルクリン反応検査を受け た者の延べ数を乗じて得た額 二 七十五円に保健所でレンズカメラにより間接 撮影を受けた者の延べ数を乗じて得た額 三 四百五十六円に医療機関(保健所を除く。以 下同じ。)でレンズカメラにより間接撮影を受	学校又は施設の長が結核 予防法(昭和二十六年法律 第九十六号)第四条第一項 の規定により行う定期の健 康診断並びに第十三条第一 項から第三項までの規定に

けた者の延べ数を乗じて得た額

四 九十円に保健所で七〇ミリメートルミラーカメラにより間接撮影を受けた者の延べ数を乗じて得た額

五 四百七十八円に医療機関で七〇ミリメートルミラーカメラにより間接撮影を受けた者の延べ数を乗じて得た額

六 百十八円に保健所で一〇〇ミリメートルミラーカメラにより間接撮影を受けた者の延べ数を乗じて得た額

七 五百六円に医療機関で一〇〇ミリメートルミラーカメラにより間接撮影を受けた者の延べ数を乗じて得た額

八 三百五十七円に保健所で精密検査（事後措置としての精密検査を含む。以下同じ。）を受けた者の延べ数を乗じて得た額。ただし、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号。以下「規則」という。）第四条第二項ただし書の規定により直接撮影を省略した場合においては百六十五円に保健所で精密検査を受けた者の延べ数を乗じて得た額

九 六千五百一円に医療機関で精密検査を受けた者の延べ数を乗じて得た額。ただし、規則第四条第二項ただし書の規定により直接撮影を省略した場合にあっては五千二十二円に医療機関で精密検査を受けた者の延べ数を乗じて得た額、やむを得ない事情で直接撮影のみを行った場合にあっては千七百四十七円に医療機関で直接撮影を受けた者の延べ数を乗じて得た額  
十 四百五十二円にBCG接種を受けた者の延べ数を乗じて得た額

より行うツベルクリン反応検査及び定期の予防接種に要する経費

青森県告示第七百三三号

次のとおり森林について保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十三年十二月二十五日

青森県知事 木村守男

- 一 解除予定保安林の所在場所  
十和田市大字八斗沢字八斗沢二三一
- 二 保安林として指定された目的  
風害の防備
- 三 保安林を解除しようとする理由  
指定理由の消滅

青森県告示第七百四号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成十三年十二月二十五日

青森県知事 木村守男

- 一 測量計画機関  
新井田第一土地区画整理組合
- 二 測量の種類  
公共測量（新井田第一土地区画整理事業基準点及び出来形確認測量）
- 三 測量の期間  
平成十二年十月一日から平成十三年十一月三十日まで
- 四 測量の地域  
八戸市

青森県告示第七百五号

青森県収入証紙の売りさばき人を次のとおり指定したので、青森県証紙条例(昭和三十九年四月青森県条例第十号)第九条の規定により告示する。

平成十三年十二月二十五日

青森県知事 木 村 守 男

一 売りさばき人の住所及び氏名

弘前市大字茂森新町三丁目三の二

船水 信義

二 指定年月日

平成十三年十二月二十五日

三 売りさばき場所

黒石市北美町二丁目七七の一

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十三年十二月二十五日

青森県知事 木 村 守 男

一 申請のあった年月日

平成十三年十二月十三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人リベロ津軽サッカークラブ

三 代表者の氏名

中野恵介

四 主たる事務所の所在地

弘前市土手町三八 したどてスカイパーク二階  
定款に記載された目的

この法人は、地域のスポーツクラブとして地域住民に対して、スポーツの振興とサッカーを通じた子供の健全育成に関する事業を行い、明るく健康的でスポーツの盛んな地域の創造に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十三年十二月二十五日

青森県知事 木 村 守 男

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

八戸城下ショッピングセンター

八戸市城下二丁目一一の六外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

イオン株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一

代表取締役 岡田元也

三 変更しようとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変更年月日
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻 九時 閉店時刻 午後十一時	平成 一三・三・三
	有限会社西町	有限会社西町	
	開店時刻 午前九時	開店時刻 午前九時	
	閉店時刻 午後十一時	閉店時刻 午後十二時	

四 届出年月日

平成十三年十二月六日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工観光労働部経営振興課及び八戸市庁

2 期間

平成十三年十二月二十五日から平成十四年四月二十五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、八戸市庁にあっては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十四年四月二十五日

2 提出先

青森県商工観光労働部経営振興課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十三年十二月二十五日

青森県知事 木村守男

一 商号又は名称 有限会社日計設備

二 代表者の氏名 白座由雄

三 主たる営業所の所在地 八戸市白銀五丁目一の一の八

四 許可番号 青森県知事許可(般一八)第一三九二八号

五 取消年月日 平成十三年十二月五日

六 取消しに係る建設業の許可

消防施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十三年十二月四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十三年十二月二十五日

青森県知事 木村守男

一 商号又は名称 株式会社モリ興産

二 代表者の氏名 鈴木巧

三 主たる営業所の所在地 八戸市類家五丁目一八の一六

四 許可番号 青森県知事許可(般一八)第一五九一四号

五 取消年月日 平成十三年十二月十四日

六 取消しに係る建設業の許可

とび・土工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十三年十二月十三日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十三年十二月二十五日

青森県知事 木村守男

- 一 商号又は名称 小林建工
- 二 氏名 小林正隆
- 三 主たる営業所の所在地 上北郡六戸町大字小平字前田一七の二
- 四 許可番号 青森県知事許可(般一〇)第一六五九四号
- 五 取消年月日 平成十三年十二月十四日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成十三年十二月五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

**出先機関**

**土地改良事業の工事の完了**

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成十三年十二月二十五日

三戸地方農林水産事務所長 由良武

土地改良事業の名称	事業を行う者	工事完了年月日
十二年災農地災害復旧事業 六一一〇	名川町	平成一三・二・五
六一一一	"	"
六一一二	"	"
六一一三	"	一三・三・六
六一一四	"	一三・二・六

"	六一一五	"	一三・三・六
"	六一一六	"	一三・二・五
"	六一一七	"	一三・三・六
"	六一一八	"	"
"	六一一九	"	"
十二年災農業用施設災害復旧事業 六一二〇一	六一二〇一	"	"
"	六一二〇二	"	一三・二・九
"	六一二〇三	"	一三・三・六
"	六一二〇四	"	"
"	六一二〇五	"	"
"	六一二〇六	"	"
"	六一二〇七	"	"
"	六一二〇八	"	"
"	六一二〇九	"	"
"	六一二一〇	"	"
"	六一二一一	"	"
"	六一二一二	"	"

〃	六二一・一五	〃	〃
〃	六二一・一四	〃	二三・三六
〃	六二一・一三	〃	二三・二六

人 事 委 員 会

人事委員会規則一四一〇（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十三年十二月二十五日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則一四一〇（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則

人事委員会規則一四一〇（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を次のように改正する。

別表第一の表知事部局の項中「部長」の下に「チームリーダー」を加え、「チームリーダー、美術館整備推進監」を「美術館整備推進監」に改め、同表備考第一項中「並行在来線対策室設置規程（平成十二年三月青森県訓令甲第十四号）第一条」の下に「公社等改革推進チーム設置規程（平成十三年十二月青森県訓令甲第四十三号）第一条」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行所・発行人 青森市長島二丁目一番一号 青 森 県	印刷所・販売人 青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社
----------------------------------	--------------------------------------

（毎週月・水・金曜日発行）

定価小口一枚三付十七円八十五銭